

# 補助事業対象要件確認表

## 【空き家等解体事業】

補助事業に関する要件の概要は以下のとおりです。

このチェック表は、要件の概要を示したものであり、参考チェック表となります。

全て該当した場合においても、申請時の書類審査において対象外となる可能性もあります。

不明な点がある場合には、申請前に一度事前相談をしていただくようお願いいたします。

### 1. 補助対象となる空き家等

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
1-1		空き家等は市内に所在している。	第1条
1-2		空き家等は1年以上使用されていない。	第2条第1項第1号、第2号
1-3		空き家等は、「戸建住宅」か「1/2以上が住宅である併用住宅」である。	第2条第1項第3号
1-4		空き家等は、「特定空家等」か、「準ずるものとして市長が認めたもの」か、「再建築不可能な敷地に建っている」か、「耐震性を有していないもの」である。	第2条第1項第1号、第2号

### 2. 補助対象となる申請者

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
2-1		申請者はいずれか（2-1-1～2-1-3）に該当する個人である	第3条第1項、第2項
2-1-1		所有者等 ※共有名義の場合は全ての共有者から解体について同意を得た者に限る	第3条第1項第1号
2-1-2		相続人 ※相続人が複数いる場合は全ての相続人から解体について同意を得た者に限る	第3条第1項第1号

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
2-1-3		不在者財産管理人・相続財産管理人・成年後見人等	第3条第1項第2号
2-2		土地所有者等と空き家等の所有者が同一の者。異なる場合は、土地所有者の全員から解体について同意を得た者。	第3条第1項第3号
2-3		申請者は補助事業が完了した後の敷地を適切に管理することができる。	第3条第2項第1号
2-4		申請者は、交付申請する日の属する年の前年（1月1日～6月30日までの間においては前々年）の収入金額又は所得金額が次の金額以下である。 ・収入金額：1,442万円（給与所得のみの者） ・所得金額：1,200万円（その他の者）	第3条第2項第2号
2-5		申請者は、千曲市の市税を滞納していない。	第3条第2項第3号
2-6		申請者及び同一世帯のすべての者が暴力団関係ではない。	第3条第2項第4号
2-7		空き家等には所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていない。	第4条第2項第3号
2-8		申請者は解体工事に関し、本事業の補助金及び国又は地方公共団体等による他の補助金、助成金等の交付を受けていない。	第4条第3項第1号
2-9		解体工事は、次のいずれかに該当する業者と契約する予定である。 ・建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けた者。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者。	第4条第3項第3号

### 3. 補助対象となる工事

No.	確認		
3-1		空き家及びその敷地内の建築物、工作物、立木、その他土地に定着する全てのものを解体し、更地にする工事である。	第2条第1項第7号 第4条第1項の表

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
3-2		解体工事は、公共事業等の補償の対象となっていない。	第4条第2項第1号
3-3		現在、解体工事に着手（契約行為や工事着手等）していないし、交付決定を受けるまで着手（契約行為や工事着手等）しない。	第4条第3項第2号、第6条第1項

#### 4. 補助金交付申請に関する要件

No.	確認	要件	補助要綱関係規定
4-1		補助対象経費には、解体工事以外のもの（家財道具等残置物の処理費等）を含んでいない。	第4条第1項の表
4-2		補助金の交付申請日は、申請書を提出する年度の2月28日までに実績報告書を提出するための日数を確保されている。 ※実績報告書は、工事完了後に全ての支払い及び必要書類の整理が完了した後提出するもの。	第6条第2項